

非公開株式の評価

非公開株式の所得税の評価基準が、昨年12月に通達で定められました。
 売買実例のない非公開株式を売買する場合の税務上の株式評価は、つぎのとおりになります。

非公開株式を売買するときの税務上の評価方法

1. 原則的方法として、相続税の小会社評価を準用する。
2. 非同族株主間の売買の場合は、配当還元価額でよい。
3. 同族会社で、中心的でない一部の株主も配当還元価額が適用される。

<所得税・法人税の株式評価>

1. 相続税の小会社評価とは、つぎのA・Bの低い方です。
 - A. 純資産価額
 - B. 純資産価額 × 50% + 類似業種比準価額 × 50%
2. 1. の純資産の計算にあたり、相続税・贈与税では、含み益に対する法人税等42%を控除しますが、売買の場合の評価では、含み益は100%純資産に算入します。
 土地と上場株式は、譲渡時点の時価で計算します。
3. 配当還元価額 = 1株あたり資本金 × (年配当金額 ÷ 5円)
 年配当金額は2年間の平均。0円~2.5円の場合は2.5円。

<同族株主の相続税株式評価>

1. 類似業種比準価額 > 純資産価額の場合：純資産価額
2. 類似業種比準価額 < 純資産価額の場合：
 - 大会社：類似業種比準価額
 - 中会社：類似業種比準価額 90 ~ 60% + 純資産価額 10 ~ 40%
 - 小会社：類似業種比準価額 50% + 純資産価額 50%

お見逃しなく！

1. 非公開株式の売買時の評価は、含み益に対する42%の税額控除を行わないルールを国税庁は今回、確立させました。
2. 売買の際、非同族株主に該当するかどうかの判定は、売買直前の保有株数で行います。
3. 個人対個人の売買では、課税上弊害がなければ、相続税の評価によることがひき続き可能と考えられます。
 この場合、同族の判定は、売買直後の保有株数により行います。